

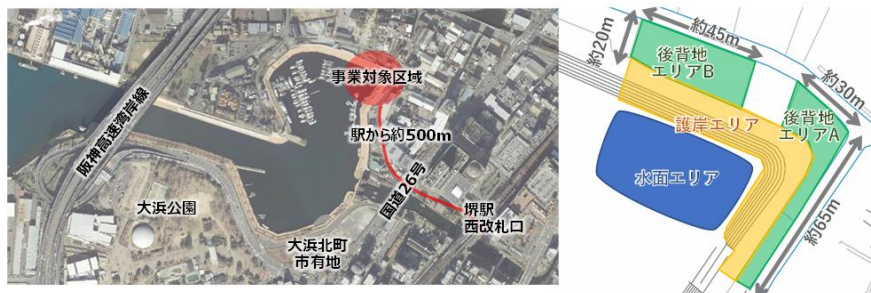
堺旧港交流空間創出事業の概要

1. 事業目的

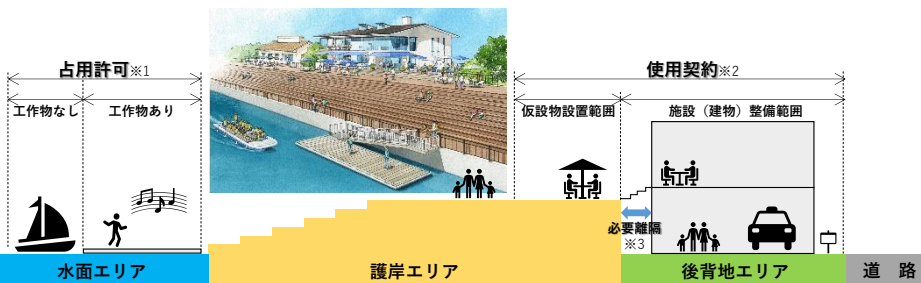
本事業は、これまで実施してきた社会実験等の取組を踏まえ、堺旧港親水護岸等の公共空間のうち以下に示す事業対象区域において、堺旧港のポテンシャルを最大限に活かし居心地がよく多様な人々が交流する海辺の交流空間の創出に資する建築物及び仮設物並びにそれらの運営に必要なインフラ等の供給設備（以下「交流空間創出施設等」という。）の設置及び管理運営を行う事業です。また、本事業は民間事業者による独立採算を前提とし、民間事業者の創意工夫や継続した管理運営などによる効果的な取組を期待し、交流空間創出施設等の設置及び管理運営を一貫して行う民間事業者を公募型プロポーザル方式により決定するものです。

2. 事業対象区域

堺旧港親水護岸に隣接する土地のうち大阪府及び国が所有する土地の一部（以下「後背地エリアA」及び「後背地エリアB」という。）と当該土地に隣接する親水護岸（以下「護岸エリア」という。）及び水面（以下「水面エリア」という。）で構成されます。＜所在地＞堺市堺区戎島町5丁地内 ＜交通条件＞南海電鉄南海線「堺」駅より約500m（徒歩約5分）



	水面エリア	護岸エリア	後背地エリアA	後背地エリアB
面積	約2,400㎡	約2,000㎡	約880㎡	約870㎡
都市計画	区域外		工業地域（建ぺい率：60%容積率：200%、高度地区・準防火地域：指定なし）	
土地所有者	—		大阪府及び国	国
施設管理者	大阪府知事			
施設根拠法	港湾法	海岸法		
使用権原（堺市）	—	海岸法第10条第2項に基づく占用協議		
使用権原（事業者）	港湾法第37条第1項に基づく占用許可	堺市との使用契約		



※1：港湾法第37条第1項に基づく占用許可

※2：堺市との使用契約

※3：維持管理に必要となる距離（1.7m）

3. 事業コンセプト

海辺のランドマークとなる施設整備

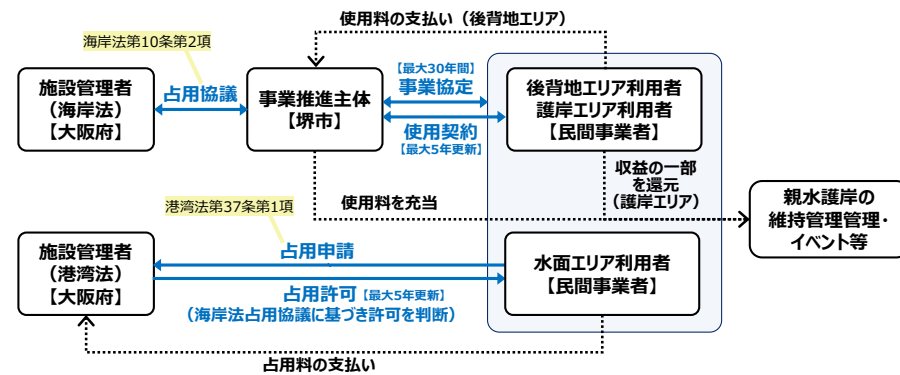
- ✓ 事業対象区域に示す区域を一体的に活用し、飲食・物販・文化交流など地域住民が利用しやすい来街者にとっても魅力的な施設整備
- ✓ 周辺施設との運営上の連携や自転車・ビーター船舶等による立ち寄り環境の形成等により堺旧港周辺の回遊性向上

エリアの魅力・価値を持続的に向上

- ✓ 事業対象区域に示す区域において地域住民や団体・地元店舗等と連携したイベントや清掃活動等を継続的に実施
- ✓ 本事業での使用料等の収益を維持管理や交流空間創出の取組等に還元することで、将来のエリアマネジメントへとつなぐ

4. 事業スキーム（使用料等）

後背地エリアA及びB	使用契約に基づく使用料を本市に納付していただきます。（※納付していただいた使用料は、本市が本事業と別で実施する親水護岸の維持管理やエリアの価値・魅力向上に資する取組の経費へ充当します。） 使用料月額＝民間事業者が提案する対象面積 1㎡あたりの月額使用料単価×対象面積
護岸エリア	護岸エリアでは海辺の特性を活かした一体的な空間を創出するための仮設物の設置及び交流空間創出に資するイベント実施等における一時使用の範囲で使用を認めますので使用料の納付は求めません。（※護岸エリアでの一時使用に際して民間事業者側で収益が発生する場合には、その収益の一部を護岸エリアの維持管理及び高質化に資する取組に還元していただきます。）
水面エリア	「大阪府港湾区域における占用料及び土砂採取料条例」に基づく占用料を大阪港湾局へ納付していただきます。（※水面エリアの提案は必須ではなく、任意とします。その上で、水面エリアでの提案内容の実施可否は、現在の水面の利用実態を踏まえ、優先交渉権者選定後に本市及び大阪府との協議並びに地元関係者等との協議を経て確定するものとします。）



海岸法第10条第2項による占用協議に基づき、本事業の実施に必要なエリアを本市が占用を行い、当該占用区域について本市と民間事業者が事業協定及び使用契約を締結した上で、民間事業者が交流空間創出施設等の設置及び管理運営を行います。

港湾法第37条第1項による占用許可により、本事業の実施に必要な水面エリアについて、民間事業者が大阪港湾局から直接に許可を受け民間事業者が交流空間創出施設等の設置及び管理運営を行います。

5. 事業期間

事業期間は交流空間創出施設等に係る設計・建設工事の期間等を含め事業協定締結日より30年間を上限とします。また、海岸法占用協議及び港湾法占用許可の期間はどちらも最長5年間でそれぞれ更新が必要となります。